

福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策

～平成23年3月30日 経済産業大臣指示～

津波により、①全交流電源、②海水冷却機能、③使用済燃料貯蔵プール冷却機能を喪失したとしても炉心損傷、使用済み燃料損傷の発生を防止することができる対策

指示事項	主な対策内容
① 緊急点検の実施	<ul style="list-style-type: none">緊急時対応のための機器、設備の点検
② 緊急時対応計画の点検及び訓練の実施	<ul style="list-style-type: none">マニュアルの整備訓練の実施
③ 緊急時の電源確保	<ul style="list-style-type: none">高圧電源車の配備低圧発電機の配備高圧電源車からの電源供給のための資機材の確保高圧電源車等による電源供給に係る手順の策定
④ 緊急時の最終的な除熱機能の確保	<ul style="list-style-type: none">消防車等の配備消火ポンプ等による代替注水手順の整備水源を確保するために必要な資機材の整備格納容器ベント機能の強化
⑤ 緊急時の使用済燃料貯蔵槽の冷却確保	<ul style="list-style-type: none">消防車等の配備消火ポンプ等による代替注水手順の整備水源を確保するために必要な資機材の整備
⑥ 各原子力発電所における構造等を踏まえた当面必要となる対応策の実施	<ul style="list-style-type: none">安全上重要な機器の冠水防止のための既存扉の隙間へのシール施工